

---

---

## 第6章 計画の推進体制

---

---



## 1. 計画の推進体制

本計画は介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるよう、保健福祉分野以外の様々な取組の実施が必要とされています。

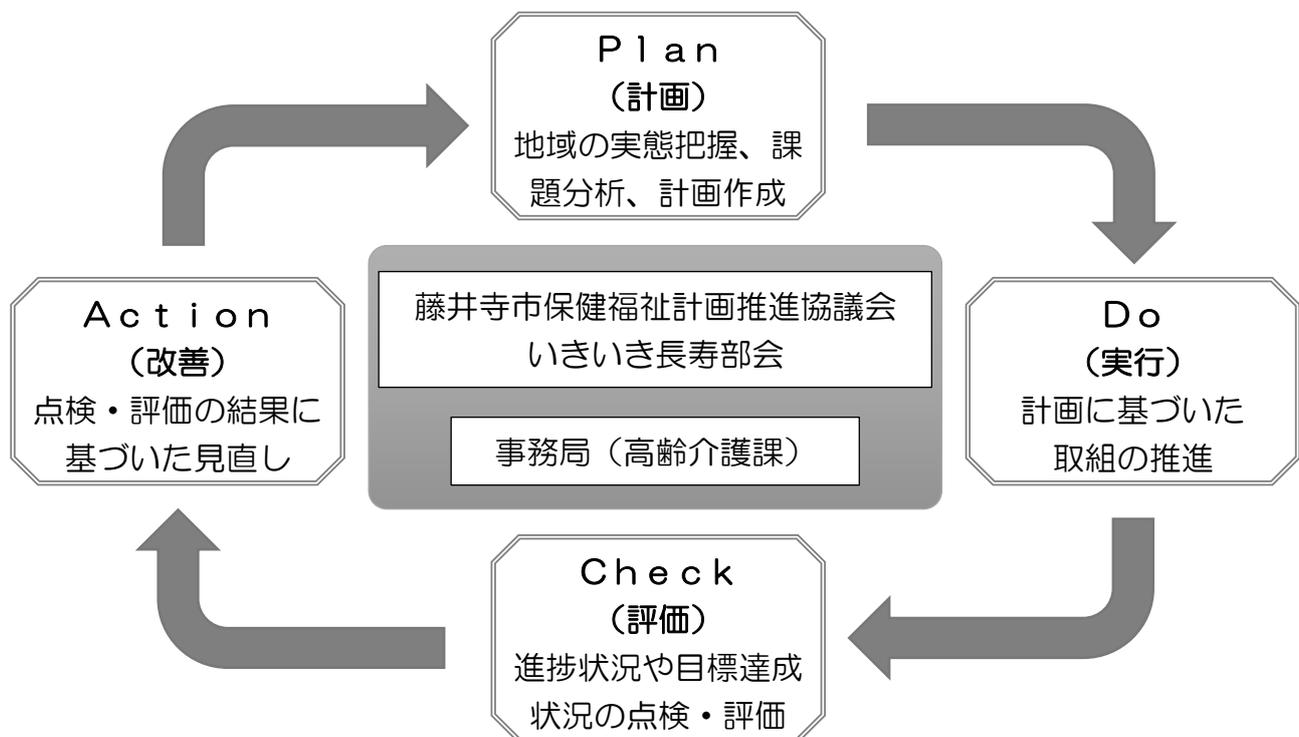
そのため、本計画の円滑な推進に向けて、所管課である福祉部高齢介護課を中心として、庁内の関係各課と幅広い連携を図り、全庁的に取り組んでいきます。また、本計画の全市的な推進を図るという観点から、医療機関や社会福祉法人等の関係機関との連携強化にも努めます。

## 2. 計画の進捗管理

### 2-1. 計画の進捗管理と評価

本計画を円滑に推進していくため、計画の進捗状況等を総合的に取りまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価等を推進していくことが求められます。

本計画では、本市における介護保険サービスの利用者・サービス供給量等の基礎的なデータの整理、市民ニーズや介護サービス事業所の状況等の把握に努めるとともに、市民や学識経験者、関係団体・機関等で構成される「藤井寺市保健福祉計画推進協議会いきいき長寿部会」において定期的に本計画の進捗状況の点検等を行い、適正な事業の運営と計画の推進に努めます。



## 2-2. 計画の実施状況の公表

---

計画の進捗管理として定期的実施する実施状況や計画の達成状況、介護保険の運営状況等の点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

## 3. 関係機関・団体との連携

---

### 3-1. 大阪府及び他市町村との連携

---

介護保険サービス及び保健福祉サービスの供給については、高齢者保健福祉圏域における調整のもとに整備を図る必要があることから、大阪府や他市町村との連携に努めます。

### 3-2. 社会福祉協議会との連携

---

社会福祉協議会は、平成 12 年 6 月に成立した「社会福祉法」において、地域福祉を推進する中核的な団体として位置付けられ、地域住民への相談等を通じて多様なニーズを吸い上げ、課題の解決に向けて地域住民と各関係機関・団体をつなげる連絡・調整機能を担うものです。

本市では、平成 18 年度から藤井寺市社会福祉協議会に地域包括支援センターを設置し、地域住民、医療機関、事業者等と連携して高齢者を支える体制づくりに向けた支援等を行っています。また、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア活動への支援、小地域ネットワーク活動、日常生活自立支援事業等を推進しています。

地域包括ケアシステムの深化・推進に当たっては、地域住民がともに支え合う地域づくりが重要となるため、地域福祉活動を支える社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

### 3-3. 住民との協働・連携体制の強化

---

高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けていくためには、公的なサービスとボランティアや地域住民を中心とした多様な支援が円滑に提供されることが必要となります。

そのため、地域福祉の重要な担い手となるボランティアをはじめ、区長、民生委員児童委員、福祉委員等の地域組織や地域における各種活動団体、NPO、企業等との連携を図りながら、地域住民との協働体制の構築に努めます。

### 3-4. サービス提供主体との連絡調整体制の強化

---

市民の多様なニーズに対応し、計画的なサービス供給体制を確立するため、介護保険サービスにかかる事業者連絡協議会や地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議等、保健・医療・福祉・介護の関係機関のネットワークにより、サービス提供主体との連絡調整体制の強化に努めます。

## 4. 計画の周知

---

本計画の取組が、実質的に高齢者の生活を支えるものとなるよう、本市の広報紙やホームページ等の様々な媒体を用いて本計画の周知・啓発を行い、本計画の趣旨や内容が市民に十分に理解されるよう努めるとともに、本計画に基づく各種施策やサービス等に関して、分かりやすい情報提供を行っていきます。

